

65歳以上の皆さん 山武市の介護保険料が変わります

介護保険料は、3年ごとに見直す山武市介護保険事業計画に基づき決定します。このたび、第5期山武市介護保険事業計画を策定し、平成24年度から26年度の介護保険料が決定しましたのでお知らせします。

平成21～23年度(第4期)
介護保険料基準額(第5段階)
年額 **45,600円**



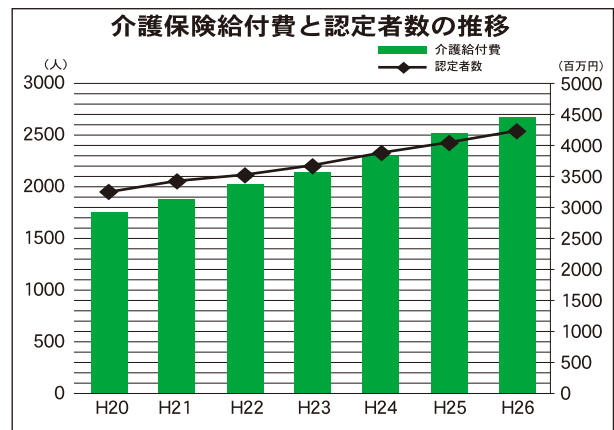
平成24～26年度(第5期)
介護保険料基準額(第6段階)
年額 **58,130円**

☎ 高齢者福祉課介護保険係
☎0479(80)8373

高齢者人口の増加

市の人口は、年々減少している半面、高齢者(65歳以上)の人口は増加しています。これに伴い、要支援・要介護認定者数も増加しており、介護給付費も増加しています。(グラフ参照)

このような現状から介護保険料についても改定が余儀なくされました。



少額所得者に配慮しました

平成23年度までは7段階方式で区分をしていましたが、24年度から8段階方式に変更します。(下表参照)

平成24～26年度の介護保険料

(単位：円)

平成	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階
21～23	22,800	22,800	34,200	40,100	45,600 (基準額)	57,000	68,400	
平成	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階 (特例)	第5段階 (特例)	第6段階	第7段階	第8段階
24～26	29,060	29,060	37,780	43,590	51,150	58,130 (基準額)	72,660	87,190

段階	対象者
第1段階	生活保護を受けている人または世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円以下の方
第4段階 (特例)	世帯全員が住民税非課税で、第2、3段階以外の方
第5段階 (特例)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第6段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第5段階に該当しない方
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方

65歳になった人、山武市へ転入した人は・・・

65歳になった月の分から、または転入してきた月の分からお支払となります。保険料の支払方法は、普通徴収(年金から差し引かれない、納付書や口座引き落としでの支払い)となります。